

任命拒否

滝川事件とそつくり

日本共産党的藤野保史議員は13日の衆院法務委員会で、菅義偉首相による学術會議の会員任命拒否について、戦前の「滝川事件」とそつくりだと指摘し、「任命拒否問題は国民全體の問題。強権で言論を弾圧する政治に未来はない」と主張しました。

一方で、學術會議で任命を拒否されたのは、憲法をじゅうりんする安保法制や共謀罪に反対した研究者です。

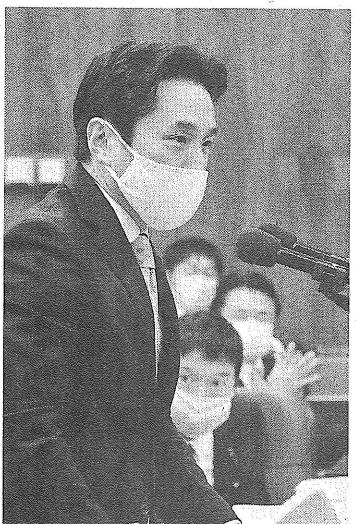
滝川事件は、1933年、京都帝国大学の滝川幸辰教授を危険思想の持ち主として文部大臣が休職要求した弾圧事件です。

藤野氏は、滝川事件と任命拒否問題は三つの共通点を持つと主張しました。

① 政府に批判的

第一の共通点は、政府の政策に批判的であったことです。藤野氏は滝川氏が「京都帝国大学新聞」に寄稿した「治安維持法を緊急勅令によって改正する必要?」を紹介。そこで滝川教授は、治安維持法は定義が曖昧で「罪刑法定主義に反する」と、刑が重すぎると

いました。



質問する藤野保史議員
=13日、衆院法務委

② 戰争への反対

第二の共通点は、政府の攻撃の対象が戦争に反対する研究者・団体である点です。

滝川教授は、大学での軍事教練に反対し、日本の中國侵略である「満州事変」(大学の)総長は高等官に反対し、ヒトラーがドイツで政権を獲得した際はヒトラーに反対する論文を書きました。藤野氏は「侵略が法解釈で政府の行為を正当化している」とです。

滝川事件当時の規定では「(大学の)総長は高等官(教授など)の進退に関し

ては文部大臣に眞状(具体的な報告)する」とされていましたが、滝川教授の処分は「眞状」無しに行われま

③ 解釈で正当化

第三の共通点は、法制局が法解釈で政府の行為を正当化しているのです。

滝川事件当時の規定では「(大学の)総長は高等官(教授など)の進退に関し

ては文部大臣に眞状(具体的な報告)する」とされていましたが、滝川教授の処分は「眞状」無しに行われました。

滝川事件のきっかけの一

つは、滝川教授が罷免される3カ月前の宮沢裕議員の帝国議会での質問でした。

宮沢氏は「(大学の)赤化教授に対する罷免を要求したい」と述べ、滝川教授について「国会の禄を食はん(給与をもらって生活する)、教職について天下の青年を指導している」と

川教授は時の政府には邪魔で仕方ない存在だった。一方で、戦争する國づくりを進める今、政権にどって「軍事研究をしない」など戦争目的の研究に協力しない学術會議は邪魔な存在。この点でも似ている」と指摘しました。

一方で、學術會議の任命拒否問題では、内閣法制局は、學術會議法のこれまでの解釈を国会にはからず勝手に変更して「必ずしも任命すべき義務がある」とまで言えない」として拒否を正当化しています。

藤野氏は「法制局が法解釈をするときは、『必ずしも必要ない』という似たような論法をとる」と指摘しました。

滝川事件のとき、「実際の必要性が多い」(帝国憲法改正案委員会議事録)と主張しました。

藤野氏は、金森氏の発言について「『実際の必要性が多い』(帝国憲法改正案委員会議事録)と主張しました。

上川陽子法務相は「歴史

した。ところが、滝川氏の処分を審議した帝國議会で、抛の一つに「10億円の税金が学術會議に投入されいて大学総長の眞状を要するとなすにあらず」(33年5月25日、文官高等分限委員会議事録)と述べて、違法行為を正当化しました。

天皇主權の明治憲法を「立憲主義的」に解釈していなかった「天皇機関説」にかかわった法制局長官を事実上罷免された金森徳次郎は、戦後、憲法問題担当大臣となりました。金森氏は、日本国憲法制定に関する国会審議(46年7月16日)で、自らの経験に基づいて「これ(学問の自由)は憲法に掲げ、大いに保障することとは独り当然であるばかりではなく、実際的の必要性が多いため」(帝国憲法改正案委員会議事録)と主張しました。

藤野氏は、金森氏の発言について「『実際の必要性が多い』(帝国憲法改正案委員会議事録)と主張しました。

学術會議問題をほうふつと

する」と強調しました。

上川陽子法務相は「歴史

に学ぶ」ということは未来を考えるうえで極めて大事なこと」と答弁しました。